

(別紙 1)
厚生労働省発基勤第 0317001 号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

別紙「最低賃金法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 20 年 3 月 17 日

厚生労働大臣 舩添 要一

最低賃金法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 最低賃金法（以下「法」という。）第四条の規定の適用についての換算

賃金が時間以外の期間等によって定められている場合は、当該賃金が支払われる労働者については、次に定めるところにより、当該賃金を時間についての金額に換算して、法第四条の規定を適用するものとする。

一 日によって定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）で除した金額

二 週によって定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（週によって所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額

三 月によって定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額

四 時間、日、週又は月以外の一定の期間によって定められた賃金については、一から三までに準じて算定した金額

五 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金については、当該賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下同じ。）において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額

第二 最低賃金の減額の特例

法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条の許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第三 最低賃金の減額の率

法第七条の厚生労働省令で定める率は、次の一から五までに掲げる者に応じ、それぞれ当該一から五までに定める率以下の率であつて、当該者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案して定めるものとする。

一 法第七条第一号に掲げる者 当該掲げる者と同一又は類似の業務に従事する労働者であつて、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているものうち、最低位の能力を有するものの労働能率の程度に対する当該掲げる者の労働能率の程度に応じた率を百分の百から控除して得た率

二 法第七条第二号に掲げる者 百分の二十

三 最低賃金法施行規則（以下「規則」という。）第三条第一項に規定する者 当該者の所定労働時間のうち、職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練の時間（使用者が一定の利益を受けることとなる業務の遂行の過程内において行う職業訓練の時間を除く。）の一日当たりの平均時間数を当該者の一日当たりの所定労働時間数で除して得た率

四 規則第三条第二項に規定する軽易な業務に従事する者 当該軽易な業務に従事する者と異なる業務に従事する労働者であつて、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われているものうち、業務の負担の程度が最も軽易なものの当該負担の程度に対する当該軽易な業務に従事する者の業務の負担の程度に応じた率を百分の百から控除して得た率

五 規則第三条第二項に規定する断続的労働に従事する者 当該者の一日当たりの所定労働時間数から一

日当たりの実作業時間数を控除して得た時間数に百分の四十を乗じて得た時間数を当該所定労働時間数で除して得た率

第四 その他

- 一 労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の申請等に係る規定を削除等すること。
- 二 その他所要の整備を行うものとする。

第五 施行期日等

- 一 この省令は、最低賃金法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 関係省令について所要の規定の整備を行うものとする。